

様式第五十五号（第七十三条関係）（平15農水令68・追加、平19農水令28・令2農水令83・一部改正）

イ

表 面	
12cm	
第 号	写 真
官 職 名	
氏 名	
生年月日	
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第五十六条第一項、第二項及び第四項の規定による立入検査等を行う職員の証	
発行年月日	
農林水産大臣	

8 cm

裏 面

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律抜すい

第五十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四条第二項及び第三十三条の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他飼料又は飼料添加物の販売の業務に関係がある場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

4 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、登録検定機関の事務所、事業所又は倉庫に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

5 前各項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七十条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第五十六条第一項から第三項まで若しくは第五十七条第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

表面
- 12cm -

写 真	第 号 官 職 名 氏 名 生年月日 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第五十六条第一項から第三項までの規定 による立入検査等を行う職員 の証 発行年月日 都道府県知事

裏面

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律抜すい

第五十六條 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他の飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に関する場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四條第二項及び第三十三條の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、販売業者の事業場、倉庫その他の飼料又は飼料添加物の販売の業務に関する場所に立ち入り、飼料若しくは飼料添加物、これらの原料若しくは材料若しくは業務に関する帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

3 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、飼料の使用者の畜舎その他飼料の使用に關係がある場所に立ち入り、飼料、その原料若しくは材料若しくは飼料の使用の状況を検査させ、関係者に質問させ、又は飼料若しくはその原料を試験のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

5 前各項の規定による立入検査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合には、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第五十六條第一項から第三項まで若しくは第五十七條第一項の規定による検査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令抜すい

第十一條

3 法第五十五條第一項及び第五十六條第一項に規定する農林水産大臣の権限に属する事務は、都道府県知事が行うこととする。ただし、飼料の安全性の確保又は品質の改善を図るため特に必要があると認めるときは、農林水産大臣が自らその権限に属する事務を行うことを妨げない。

表面
— 12cm —

写真	第 号 氏 名 生年月日
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する 法律第五十七条第一項の規定による立入検査 等を行う職員 の証 発行年月日 独立行政法人農林水産 消費安全技術センター 理事長	

裏面

第五十六條 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律によつて、その職員に製造業者若しくは輸入業者又は飼料若しくは飼料添加物の運送業者、運送取扱業者若しくは倉庫業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他の飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に關係がある場所には業務に關する帳簿、書類その他の物件を檢査せ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試驗のため必要最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、第二十四條第二項及び第三十三條の規定の施行に必要な限度において、都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、そのな限度において、販売業者の事業場、倉庫その他の飼料又は飼料添加物の販売の業務に關係がある場所若しくは飼料若しくは飼料添加物の販賣の原料若しくは材料若しくは業務に關する帳簿、書類その他の物件を檢査せ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試驗のため必要最小量に限り、無償で収去させることができる。

5 前各項の規定による立入檢査、質問及び収去の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

6 第一項から第四項までの場合については、その職員は、その身分を示す証票を携帯し、關係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第五十七條 農林水産大臣は、前條第一項又は第二項の場合において必要があるときと認めるときは、セクターに、同條第一項に規定する者又は販売業者の事業場、倉庫、船舶、車両その他の飼料又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の業務に關係がある場所又は飼料添加物の製造、輸入、販売、輸送又は保管の原料若しくは材料若しくは業務に關する帳簿、書類その他の物件を檢査せ、又は飼料若しくは飼料添加物若しくはこれらの原料を試驗のため必要な最小量に限り、無償で収去させることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により立入檢査、質問又は収去（以下「立入檢査等」という。）を行わせる場合には、セクターに対し、当該立入檢査等の期日、場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示するものとする。

4 前條第五項及び第六項の規定は第一項の規定による立入檢査等について、同條第五項の規定は第一項の規定による収去について、それぞれ準用する。

第七十條 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

四 第五十六條第一項から第三項まで若しくは第五十七條第一項の規定による檢査若しくは収去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又はこれらの規定による質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者。